

株式会社パシフィックネット 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社パシフィックネットと称し、英文では、Pacific Net Co.,Ltd.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ、並びにコンピュータ周辺機器、通信機器、電子電気機器、光学機器、家具、家庭用電気機器、建設用機械器具、建設用機材、車両、各種機械・器具（計量器、医療器具を含む）、携帯電話、事務機器及び自然エネルギー等による発電設備の賃貸借、売買、修理及び輸出入
2. コンピュータに関する研究開発及びそれらに関する機械、器具、工程、過程、レイアウトの賃貸借、売買及び輸出入
3. インターネット上のショッピングモールの開設
4. インターネットによる情報提供サービス及び情報管理、処理サービス業
5. 産業廃棄物・一般廃棄物収集運搬事業及び処分業
6. 一般貨物自動車運送業
7. 貨物運送取扱事業
8. 労働者派遣事業
9. 有料職業紹介業務
10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの開発、取得、賃貸借、売買及び仲介
11. 広告、宣伝の代理業務
12. 食料、化学製品、化粧品、飲料水及びそれらに関する原料の輸出入
13. 古物の売買及び賃貸借並びに輸出入
14. 総合リース業
15. 不動産の賃貸借
16. 温室効果ガス排出権の売買
17. 電気通信事業法に定める電気通信事業
18. 電気通信事業法に関するシステムの開発

19. 電気通信に関する機器の開発、製造、販売及び賃貸
20. 電気通信に関するソフトウェアの開発、制作、販売及び賃貸
21. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
22. データセンター機能提供、ネットワーク運用、システムインテグレーション等のプラットフォーム業務
23. 企業の合併若しくは提携、並びに営業権、有価証券、事業用資産の譲渡に関する指導、仲介、斡旋
24. 企業に対する投資及びその育成
25. 企業経営、資産運用、事業承継に関する企画の立案並びにコンサルティング
26. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
27. インターネットによる上記各号に関連する商品の販売
28. 前各号に関連するリース業並びにレンタル業
29. 前各号に関連する保守管理業務
30. 前各号に関連するコンサルティング業務及び業務受託
31. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,700,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連

結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条（員数）

当会社の取締役は、12 名以内とする。

第 18 条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 25 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 27 条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 28 条 (監査役の選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 30 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、監査役会の日日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 32 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 34 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 42 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

以上